

ものを大切にして循環型社会を実現する

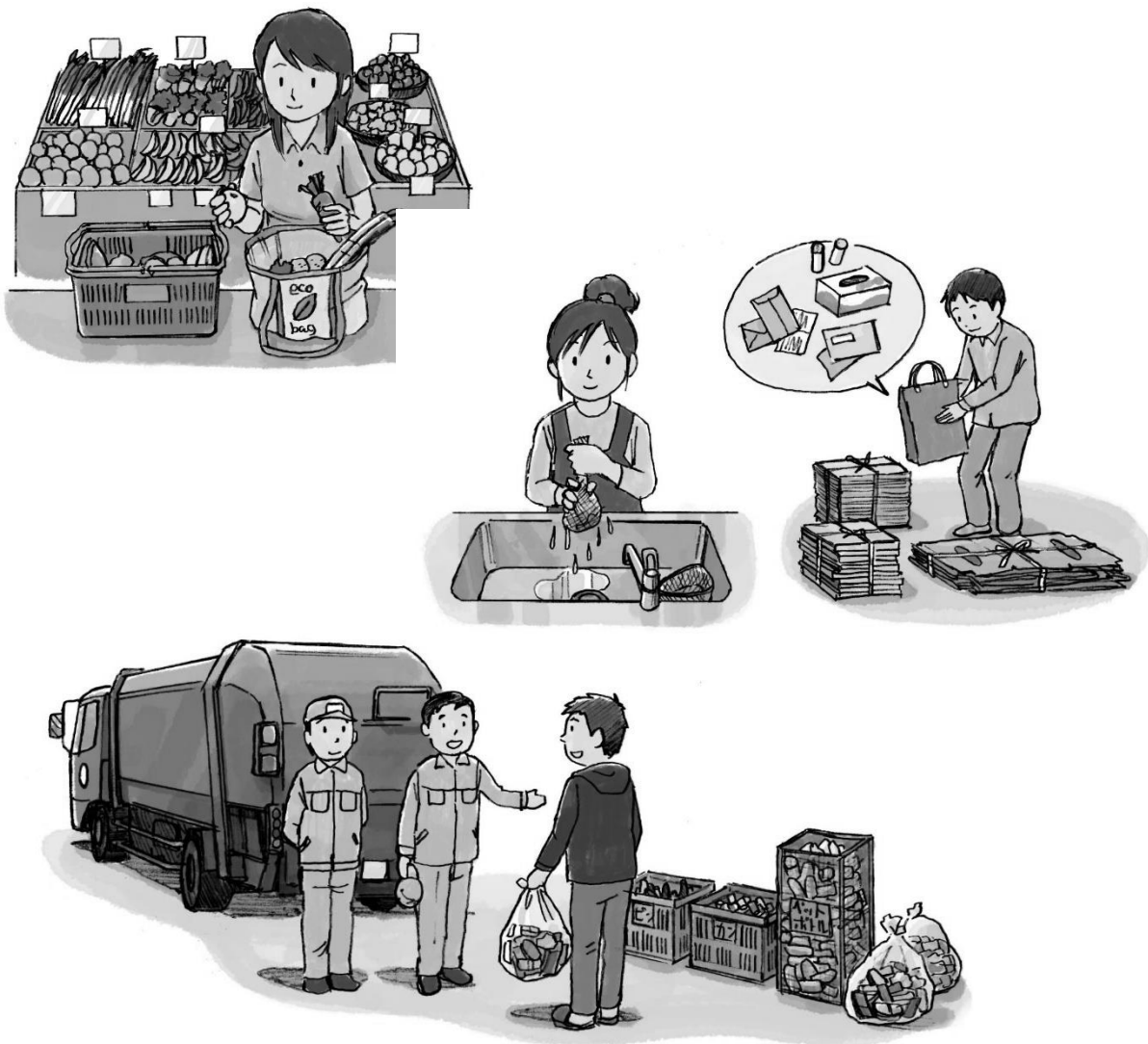
【将来像】

一人ひとりが、ものを大切に長く使い、詰め替え商品を選ぶなど本当に必要なものを必要な量だけ使う暮らし、資源を大切にする暮らしを实践し、1人1日当たり100gのごみ減量を達成します。

さらに、区民、事業者等と一体となって、限りのある資源を有効活用するとともに、廃棄物の発生を抑制し、快適で誇りのもてる循環型のまちを実現します。

【取組方針】

こうした将来像を目標に、ごみをつくり出さないための工夫や意識を区民や事業者と共有し、自主的な取組を促していきます。



(イラストはイメージです)

指標の評価

😊: 目標値を達成 😐: 目標値に近づいている ☹️: 目標値に近づいていない - : 現状値を把握していない

指標項目	基準年度	基準年度末 時点実績値	2022 (令和4) 年度末実績値	目標	評価
成果指標					
ものを大切にする行動を行っている人の割合※ ¹	2016	91.8%	96.9%	増加	😊
関係計画に基づく成果指標※²					
1人1日当たりごみ量	2014	549g	504g	451g 2025(令和7) 年度まで	😐
リサイクル率	2014	27.5%	25.8%	31.7% 2025(令和7) 年度まで	☹️
取組点検項目					
子どもたちへの環境学習※ ³ 実施回数(☆)	2017	31回	20回	現状維持	😐
資源回収量(☆)	2014	20,490t	17,826t	増加	☹️
事業用大規模建築物の排出指導	2016	11回	0回	現状維持	☹️

※¹ P81の区民に対する『環境に関するアンケート』の「2. 環境にやさしい行動の取組状況について」の問7の★2マークの項目の集計結果の平均値から算出。

※² 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」で定められている指標。

※³ 子どもを対象に、資源やごみの適正排出について、スケルトン清掃車やパネルなどを活用しながら清掃事務所で行う事業。

2017(平成29)～2022(令和4)年度の成果と課題

- 1人1日当たりごみ量は、基準年度である2014(平成26)年度末時点実績値から2022(令和4)年度末実績値で45g減少しているものの、目標である1人1日当たりごみ量451gの達成のためには、さらに50g程度減らさなければいけません。2022(令和4)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、資源化できるものが一定量ごみとして捨てられており、分別回収の徹底などの対策強化が求められます。
- 生ごみとプラスチック削減については、食品ロス削減推進法とプラスチック資源循環促進法の施行により、事業者の取組が期待されますが、家庭での食品ロスやプラスチックの削減などをさらに徹底していく必要があります。また、テレワークの普及、食事の持ち帰りやデリバリーの増加など、新型コロナウイルス感染症対策で浸透した新しい生活様式を踏まえたごみの発生抑制の手法を検討していくことが求められています。
- 子どもたちへの環境学習は、区内の保育園や小学校などで資源やごみの適正排出、ごみの減量に関する効果的な普及啓発ができています。新型コロナウイルス感染症対策の影響があったものの、2022(令和4)年度には、20回の開催まで回復させており、継続的な取組が求められています。

施策の進め方

限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制する循環型社会を築いていくためには、環境に配慮したさまざまな取組によって、快適で安全な暮らしや事業活動を支えることができるような方策が求められています。

区では、区民一人ひとりが取り組みやすい具体的な行動例として、「めぐろ買い物ルール⁴」を提唱し、ごみをつくり出さない取組を行ってきました。

今後も、ごみそのものの発生を抑えていくために、区民、事業者にごみや環境問題について関心を持ってもらうと同時に、ごみをつくり出さないための工夫や啓発を積極的に行います。

● **環境学習の実施**

子どもたちや周囲の大人たちが資源とごみの適正排出やごみの減量について興味を持ち、日々の生活の中で実践していくことを目的に環境学習を実施しています。

2022（令和4）年度は、保育園や小学校で、環境学習を20回実施しました。

ごみ減量キャラクター、紙芝居、パネルなどを活用した説明を通して、効果的な普及啓発を推進することができました。



ゴミラス ケン

<目黒区のごみ減量キャラクター>



<環境学習用の普及啓発品>



<紙芝居を使った環境学習>

● **PR施策による普及啓発**

「資源とごみの分け方・出し方」パンフレット（日本語・英語・中国語・ハングル）、子ども向けパンフレット（小学校2年生用・小学校4年生用）などを作成し、年齢層に応じた啓発活動を実施しました。

また、目黒区エコプラザでは、2年振りの開催となる着物セールや子ども対象のおもちゃくじなどのイベントを開催し、目黒区エコプラザを拠点として多くの区民に向けて情報発信することができました。

⁴ めぐろ買い物ルール：賢い買い物（スマートショッピング）を区内に広めるための、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、食品ロス削減につながる区民・事業者共通のルールのこと。「ノーレジ袋のすすめ」、「バラ売りを選ぼう！」、「詰め替え商品を選ぼう！」、「残さず食べる工夫をしよう！」、「長く』『繰り返し』使おう！」という5つのルールがある。

● 「めぐろ買い物ルール」普及啓発・取組支援

「めぐろ買い物ルール」は、ごみをなるべく出さない賢い買い物（スマートショッピング）を区内に広めるための、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、食品ロス削減につながる区民・事業者共通のルールです。

「めぐろ買い物ルール」の取組を推進する店舗などを「めぐろ買い物ルール参加店」として登録し、その取組を紹介することにより、ルールの推進及び区民への意識啓発を図りました。

また、イベントでは「めぐろ買い物ルールを広める会」と連携してルールの周知を図りました。



＜めぐろ買い物ルール・食べきり協力店ステッカー＞

◇ 2023（令和5）年度に実施する主な施策の内容

- ・2R⁵事業の推進や分別徹底について、子ども向け環境学習やチラシ・パンフレットの発行など、さまざまな媒体を利用して普及啓発を進めます。
- ・「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の改定に合わせ、「めぐろ買い物ルール」の見直しを進めます。また、「めぐろ買い物ルール参加店」の拡大を図るとともに、「めぐろ買い物ルールを広める会」と連携し、さらなる普及啓発を図ります。

トピックス

リユース（リサイクル）ショップを活用しませんか？

まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース（Reuse）」と言い、まだ使える中古品を取り扱う店舗を、「リユースショップ（リサイクルショップ）」と言います。状態や使用年数などの条件が合えば、リユース品として買い取ってくれます。

区では、ご家庭で使わなくなった製品の再使用を進めるため、リユース業界の健全な発展・良質なリユース業者の育成に向けて取り組む3つの業界団体（JRCA（ジャパン・リサイクル・アソシエーション）、JRO（日本リユース機構）、JRAA（日本リユース業協会））から紹介を受けたリユースショップを冊子に取りまとめて区ホームページで公開し、総合庁舎本館6階清掃リサイクル課で配布しています。一度使ったものを捨てずに再使用し、ごみの減量に取り組みましょう。



＜リユースショップ紹介冊子＞

WEB

トップページ > くらし・手続き > 自然・環境・ごみ > ごみ・リサイクル > リユース（リサイクル）ショップを活用しませんか

⁵ 2R：2Rとは、リデュース（発生抑制：ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）、リユース（再使用：くり返し使う）のこと。

施策の進め方

3R⁶（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するためには、大きなコストを必要とする「リサイクル（再生利用）」より前に、まず「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の2Rを徹底し、ごみを出さないことが大切です。

その上で、再生利用可能な資源（プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶、古紙等）の分別回収や集団回収を進めるとともに、小型家電の回収等による廃棄物の資源化を進めていきます。

● **家庭ごみの減量**

「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の取組イメージである「1人1日当たり約100gのごみ減量」に向けた合言葉として、「M（目黒）・G（ごみ）・R（リデュース）・100g」を掲げ、ごみの減量に取り組んでいます。2022（令和4）年度は、庁舎でのパネル展示や懸垂幕の掲出、区公式ホームページによる普及啓発に加えて、使い捨てプラスチック削減を目的としたエコテイクアウト推進事業やマイ容器利用キャンペーンを実施することで、より効果的な普及啓発を行うことができました。また、粗大ごみの増加を受けて、リユースショップの紹介を実施しました。

● **食品ロス削減の推進**

2019（令和元）年度から開始した「食べきり協力店制度」により登録された食べきり協力店は、2022（令和4）年度末時点で78店舗となりました。食品ロス削減月間には、食べきり協力店と連携し、「めぐろ食べきり！カレー作戦」キャンペーンの展開や来店者向けの啓発品（紙製マスクケース）を配布し、食品ロス削減に向けたPR活動を実施しました。さらに、食品ロス削減に関する出前講座等を通して、区内高校生と小中学生の学習グループで食品ロス削減をテーマにした調理実習を行い、若い世代への意識啓発を図ることができました。

また、エコライフめぐろ推進協会では、2014（平成26）年から家庭から出る食品ロスに対する活動をしています。家庭に眠っている食品を持ち寄り、必要な家庭に届ける「フードドライブ」をイベント等で行ってきました。2021（令和3）年4月からは、「フードドライブ」の窓口をエコライフめぐろ推進協会事務局へ常設し、15,119点（3,560.84kg）の食品が集まりました。集まった食品は、区内の母子生活支援施設や障害者の共同生活支援施設等に配布することができました。



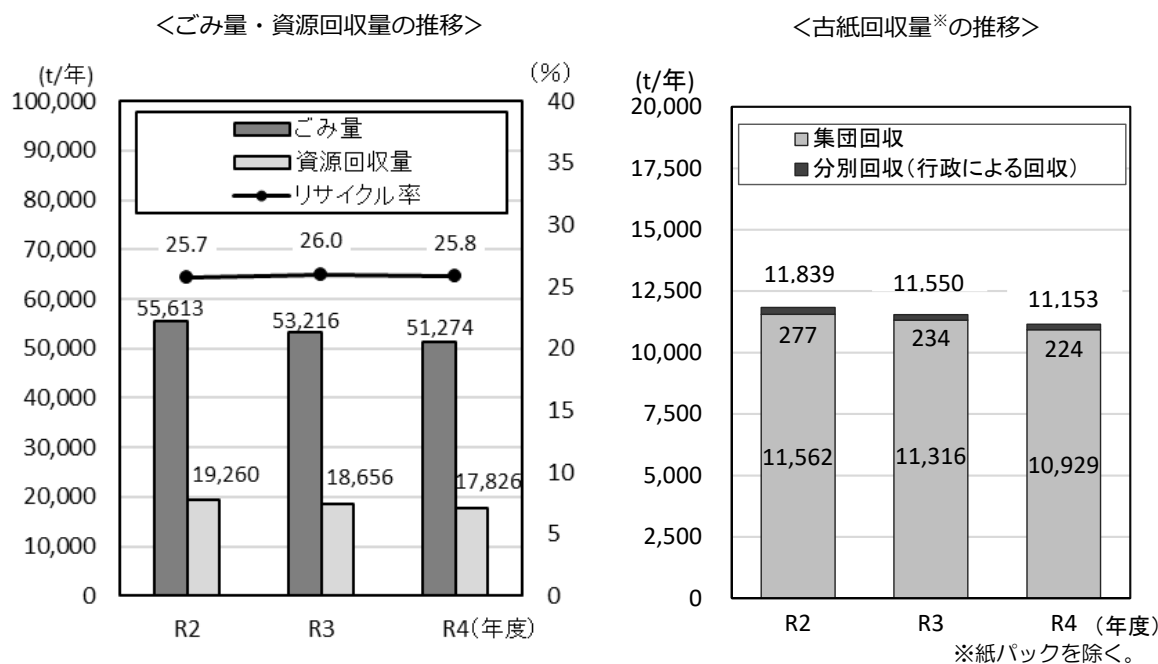
＜フードドライブに寄付された食品＞

⁶ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）：3R（スリーアール）とは、リデュース（発生抑制：ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）、リユース（再使用：くり返し使う）、リサイクル（再生利用：資源として再び利用する）のこと。

●資源回収の推進

2008（平成20）年10月から区内全域で、プラスチック製容器包装などの分別回収事業やサーマルリサイクル⁷のプラスチック混合可燃ごみ収集を行ったことにより、燃やさないごみが大幅に減少しました。一方、リサイクル率については、2020（令和2）年度から横ばいとなっており、ごみ量と資源回収量は減少傾向にあります。

区民1人1日当たりのごみ量及び資源回収量は、それぞれ504g、175gでした。



<集団回収事業と実績>

項目		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度
集団回収活動実施 団体への支援 (古布・紙パック を含む)	登録団体	320団体 (81町会・自治会)	325団体 (81町会・自治会)	330団体 (81町会・自治会)
	回収量	11,590 t	11,328 t	10,937 t

<びんなどの分別回収量と回収拠点数>

分別回収	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減量 (対前年度)
びん	3,404 t	3,185 t	2,966 t	-219 t
スチール缶	412 t	369 t	371 t	2 t
アルミ缶	485 t	486 t	413 t	-73 t
ペットボトル	1,195 t	1,182 t	1,153 t	-29 t
プラスチック製容器包装	1,719 t	1,708 t	1,614 t	-94 t
回収拠点か所	21,089か所	21,678か所	22,197か所	519か所

⁷ サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

● 3Rによるごみ減量の推進

目黒区エコプラザのリサイクルショップでは、「もったいない」意識の向上と環境への理解を深めるため、ご家庭で不要になった物をご寄付いただき、欲しい方へ販売しています。またお買い物の際には、無駄な物は買わない、エコバッグを持参いただくなど、特にリデュース・リユースの提唱と発信を行っています。

なお、販売した収益金は環境学習関連事業などに活用しています。



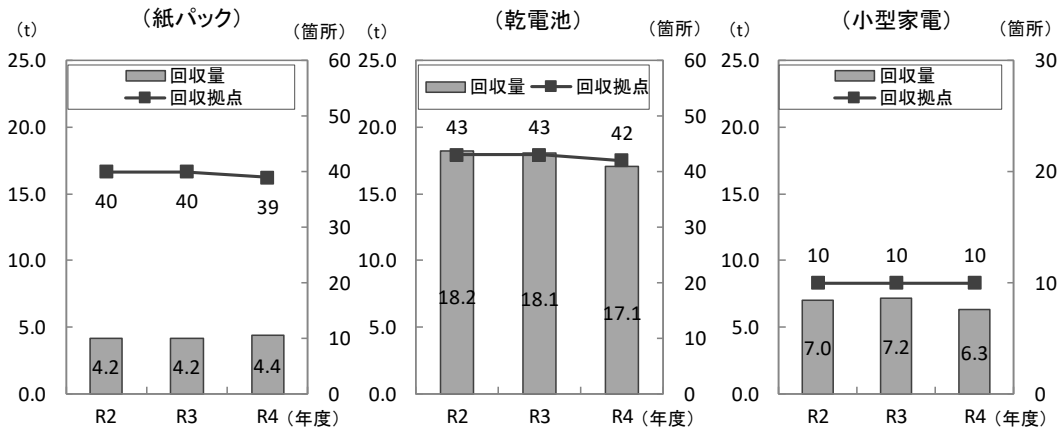
<目黒区エコプラザのリサイクルショップ>

● 小型家電等の拠点回収

公共施設などにおいて、乾電池・紙パックの拠点回収を行いました。

また、使用済小型家電の回収については、2015（平成27）年度から10か所の拠点で本格的に実施しています。2022（令和4）年度の回収量は6.3トンで、2021（令和3）年度の回収量を下回りました。なお、2019（令和元）年12月から、パソコンを含む小型家電については、国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便による回収も行っています（2022《令和4》年度の回収量37.7トン）。

<品目別回収拠点数と回収量>



◇ 2023（令和5）年度に実施する主な施策の内容

- 「1人1日当たり約100gのごみ減量」の達成に向けて、MGR100プロジェクトを推進するとともに、改定する「目黒区一般廃棄物処理基本計画」における新たな指標や効果的なごみ減量施策の検討、食品ロス削減等のさらなる普及啓発を行います。
- 資源とごみの分別向上やごみ減量を目指し、区民へ向けたPRを継続するとともに、転入者を中心にわかりやすい周知を行っていきます。
- 事業系古紙の回収を継続します。
- リサイクル着物のセール、子ども服の交換会などリユースの取組を推進します。

トピックス

不用品パソコン・小型家電の宅配便回収


小型家電には、貴重な資源（金・銀・銅・レアメタルなど）が含まれています。

区では、効率的な回収及びさらなる再資源化を図るため、2019（令和元）年12月から、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、パソコンを含む小型家電の宅配便による回収を開始しました。

2022（令和4）年度の回収実績は、パソコン20,891kg、携帯電話167kg、その他の小型家電16,609kgで計37,667kgでした。

なお、使用済小型家電のうち、携帯電話などの9品目については、区内10カ所に設置したボックスなどによる拠点回収も行っています。

利用方法



- ① リネットジャパンリサイクル株式会社ホームページ(左コード)で申し込み
- ② データ消去済みのパソコンなどをダンボール(3辺の合計140cm・重量20kg以下)に入れる
- ③ 宅配業者が希望日に回収

【回収料金】 パソコンがある場合は1箱無料、無い場合は1箱につき、1,500円(税抜き)が必要です。

＜宅配便による回収の利用方法＞

WEB

トップページ > くらし・手続き > 自然・環境・ごみ > ごみ・リサイクル > 家電4品目、家庭用パソコン、使用済小型家電の出し方 > 使用済小型家電の回収を行っています

トピックス

清掃・リサイクルの経費

清掃・リサイクル事業の2022（令和4）年度の総支出額は、46億9,153万円でした。その内訳の中で資源回収費には、集団回収への支援も含まれています。また、清掃事業分担金とは、清掃工場の運営や施設整備などの経費として、東京二十三区清掃一部事務組合などへ納めている金額です。

清掃・リサイクル経費の総支出額を目黒区の人口*で割ると、2022（令和4）年度の区民1人当たりの清掃・リサイクル費用は、約16,800円となりました。

*人口：住民記録（2022《令和4》年10月1日現在。外国籍を有する方を含む。）

＜清掃・リサイクル事業の支出額＞

項目	2021（令和3）年度		2022（令和4）年度	
	金額	割合	金額	割合
資源回収費	12億3,227万円	26.5%	12億278万円	25.6%
収集運搬費	12億8,323万円	27.6%	11億7,609万円	25.1%
清掃事業分担金	11億4,340万円	24.6%	13億1,725万円	28.1%
職員人件費	9億4,255万円	20.3%	9億2,913万円	19.8%
その他	5,311万円	1.1%	6,628万円	1.4%
総支出額	46億5,456万円	100.0%	46億9,153万円	100.0%
人口	279,489人	—	278,782人	—
区民1人当たりの清掃・リサイクル費用	16,700円	—	16,800円	—

☆経費などは単位未満を四捨五入して整数で表示しているため、合計が表記のとりの計算結果と一致しないこともあります。

施策の進め方

環境への負荷をできるだけ与えず適正にごみ処理がなされるよう、区民、事業者に分別ルールの徹底を働きかけることが重要です。

このため、大規模建築物所有者に対する継続的な指導や不法投棄防止の取組、さらには、水銀等の有害物質を含むごみやその資源化に関する情報提供等を行います。

● **事業用大規模建築物の排出指導**

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理する必要があります。

区では、事業系廃棄物の減量を推進するため、事業用大規模建築物所有者に対する排出指導を行っていますが、2022（令和4）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できませんでした。

● **ごみの分別ルールの徹底**

ごみの分別ルールの徹底を図るため、排出ルールが守られないなど、課題のある集積所に対して、必要に応じて回収の都度、ごみの適正な排出指導や集積所の改善についての相談を実施しました。

また、不法投棄を予防するため、集積所などに警告ポスターを掲示しました。

● **安全・適正なごみの収集と処理**

ごみ量は、2021（令和3）年度と比べると約4%減少しました。

また、これまで以上にごみの適正処理を推進していくため、事業者が自らごみの排出状況を確認して適正処理に取り組むことやごみの減量を啓発することを目的としたリーフレットを作成、配布し普及啓発に取り組んでいます。

項目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	増減量 (前年度比)
燃やすごみ	50,207	48,130	46,486	-1,644
燃やさないごみ	2,354	2,017	1,813	-204
粗大ごみ	3,052	3,068	2,975	-93
合計	55,613	53,216	51,274	-1,942

※ 回収量などは単位未満を四捨五入して整数で表示しているため、合計が表記のとりの計算結果と一致しないこともあります。



＜事業者向けリーフレット＞

● **水銀含有物の資源化**

区は、2016（平成28）年4月から水銀含有物の分別回収を実施しています。

2022（令和4）年度は、12,190kgを回収しました。しかし、燃やさないごみとして水銀含有物が排出されることもあるため、今後も分別回収の周知徹底に取り組めます。

◇ 2023（令和5）年度に実施する主な施策の内容

- 大規模建築物に対するごみの排出指導を引き続き行います。
- 有料ごみ処理券の印刷・配送・販売体制の効率的な運用を行うとともに、2023（令和5）年度は料金改定もあわせて行います。
- 安全かつ適正なごみの収集と処理及び情報提供を行います。
- 区民・事業者と十分に対話しながら集積所の改善指導などを行い、資源とごみの分別の徹底を呼びかけます。

トピックス

プラスチックの資源循環に向けて

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることから、2019（令和元）年5月に「3R+Renewable」を基本原則として「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。同年6月のG20大阪サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意され、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする目標が掲げられています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が、2021（令和3）年6月に成立、2022（令和4）年4月に施行され、プラスチック製品について、使用量を減らしたり、リサイクルしやすくなるような設計の促進や、フォークやスプーン、ストローなどワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の削減やバイオマスプラスチックや再生プラスチックへの代替促進、区市町村や事業者がプラスチック資源ごみの回収・再商品化を自主的に実施するための認定制度の整備などが行われています。

区では2008（平成20）年10月からプラスチック容器包装を資源回収していますが、2023（令和5）年7月からは新たにプラスチック製品もあわせて資源回収を始めました。



< 2023（令和5）年7月から資源回収しているプラスチック製品の例 >